

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

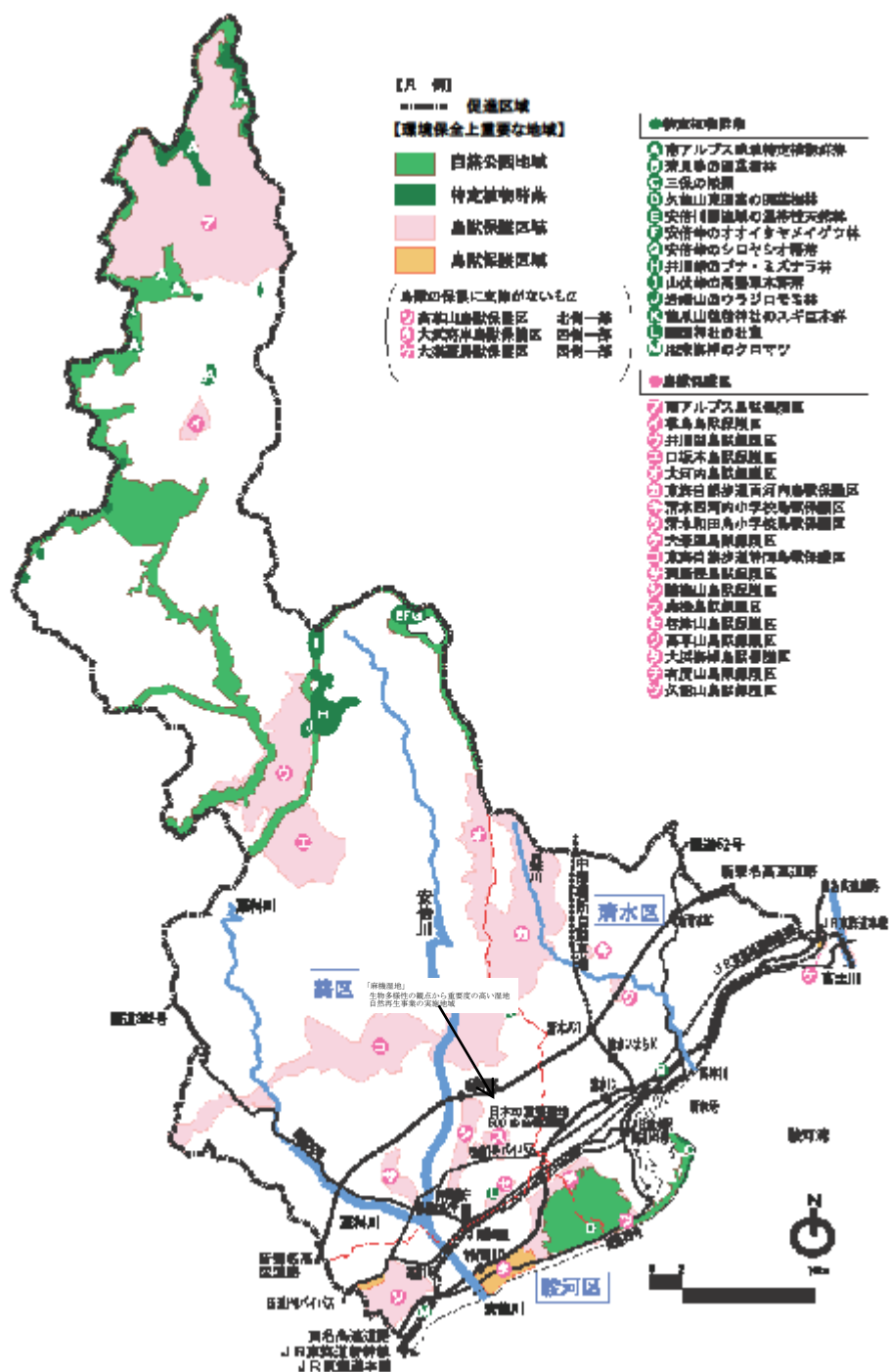
（1）促進区域

記載する区域は、平成 29 年 4 月 1 日現在における静岡県静岡市の行政区域とする。
概ねの面積は 141,190 ヘクタール程度である。

本区域は、自然公園法に規定する国立公園、国定公園や、自然公園法に規定する静岡県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然環境保全法に規定する静岡県自然環境保全地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本区域には存在しない。

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

静岡市は、静岡県の中央、東京・名古屋・大阪を結ぶ結節点として、太平洋国土軸上に位置するとともに、日本海方面に向けて本州中央部を横断する拠点に位置する。

市域は、北は長野県や山梨県境の 3,000m 級の山々が連なる南アルプス、南は国内最深を誇る駿河湾を擁し、水源から河口までを市域に含む清流の安倍川、藁科川、興津川など、特徴的な自然を保有している。

【産業の状況】

本市には、第 1 次産業から第 3 次産業までが多彩にバランスよく集積しており、江戸時代の宮大工・蒔絵師など工芸品の職人技術から近代工業の基礎となる多種多様な技術が生まれ家具、精密機械、金属製品などのものづくりと清水港を中心とした缶詰、製材、造船、アルミ精錬などの臨海工業とが調和をもって発展してきた。

現在も、家具、プラモデルなどの地場産業や、電気機械器具製造業、製造現場に装置等を供給するはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、清水港で水揚げされる水産物を利用した食料品製造業、臨海部に立地する化学工業などの産業が集積しており、歴史に育まれ、高度な技術を持つ企業が地域に根付いており製造品出荷額は、県内第 3 位を占めている。

また、国道 1 号、東名高速道路、新東名高速道路、今後開通予定の中部横断自動車道などの広域交通ネットワークと、これらに接続し、国際拠点港湾に指定されている清水港を擁することで、世界に開かれた生産拠点と物流拠点の性格をあわせ持っている。

市内には、知識、人材、教育機能などを有する大学や試験研究機関が集積しており、これらと企業等による産学連携による事業が展開されており、独創的で競争力のある食品関連産業の振興と集積を目指すフーズ・サイエンスヒルズプロジェクト、環境に対応した新産業の創出に取り組む地域事業化プロジェクトなど、健康・食品関連などライフサイエンス分野を中心とした新事業・新産業の創造に向けての取り組みが活発に行われている。

さらに、県庁所在地としての顔を持つ中心市街地には、政治、文化、経済などの中枢管理機能に加え、商業、業務機能も集積しており、クリエイティブ産業振興に向け、テレビ、インターネット、ゲームソフトメーカーなどの企業と大学が一体となって、クリエイターやプロデューサーの育成・誘致、関連産業の集積に取り組んでいる。

また、地域特性を活かした新たな動きとして、中山間地域や沿岸地域における地域資源を活用した 6 次産業化の取組や、駿河湾という世界的にも珍しい地形を持つ湾やその海洋資源、海洋に関連した人材育成機関、造船や機械関連の地元企業の技術の集積を活かした海洋産業クラスター創造事業に取り組んでいる。

【インフラの状況】

・港湾

清水区内には、平成 28 年のコンテナ取扱量は約 51.7 万 TEU で、全国 8 位にランクされる我が国有数の国際拠点港湾である清水港を有している。

コンテナターミナルの拡充・整備や 365 日 24 時間の荷役体制など、港湾機能の高度化を図り、コンテナ船の大型化への対応を進め、コンテナ取扱個数を増加し、国際港湾として成長を続けている。

現在、新興津地区コンテナターミナルの後背地約 7 ヘクタールの県有地に、平成 30 年度の着工を目指し、津波発生対策が図られた新たな物流拠点の整備が進んでおり、清水港の持つ物流機能の更なる強化と高度な物流サービス提供が可能となる。

更に今後は、中部横断自動車道の整備など広域交通ネットワークの進化により、関東・甲信地域への輸送の利便性が向上することで、更にポテンシャルは高まっていく。

また、日本一の水揚げ量を誇る「マグロ」は、水産加工産業の集積・発展させた重要な要素である他、液化天然ガスの受け入れ基地としてのエネルギー供給拠点など、多様な機能を有している。

また、富士山を仰ぐ眺望、三保の松原に囲まれた地形から「日本三大美港」の一つとされており、富士山の世界文化遺産認定や清水港客船誘致委員会の積極的な誘致活動により、近年クルーズ客船の寄港が大幅に増えており、国土交通省から国際クルーズ船の受け入れ拠点の指定を受けたところである。

また、波が穏やかで、首都圏からのアクセスやメンテナンスの利便性などのメリットから、海洋研究開発機構が保有する地球深部探査船「ちきゅう」の主要な寄港地となっており、海洋探査の玄関口にもなっている。

・道路

日本の三大都市圏を結ぶ国道 1 号、東名高速道路などの主要幹線道路や、平成 24 年 4 月に静岡県内区間が開通した新東名高速道路に加え、東名高速道路の静岡インターチェンジ・清水インターチェンジ間の新スマートインターチェンジの設置及び中部横断自動車道の平成 31 年度供用開始に向けた整備が進められている。

これら広域道路交通ネットワークの結節点と、清水港との接続によって、首都圏、甲信越地域との人流・物流の拡大やアクセス向上が大いに期待され、特に物流面における利便性向上のポテンシャルは高い。

・空港

平成 21 年に開港した富士山静岡空港は、静岡市中心部から約 40 分とアクセスに優れ、現在、国内線（札幌（新千歳・丘珠）、福岡、鹿児島、沖縄）、国際線（ソウル、上海、台北、武漢、寧波）が就航しており、この他にも、香港、マカオ、バンコクなどへのチャーター便も就航している。

- ・鉄道

J R 静岡駅には、東海道新幹線ひかり号が毎日 37 本停車し、東京、名古屋までの所要時間は約 1 時間、大阪へも約 2 時間と、日本の三大都市圏（商業圏）へのアクセスのよさは抜群である。

また、東静岡地区に静岡貨物駅があり、東西の鉄道コンテナ輸送の拠点となっており、長距離輸送における輸送効率の高さや定時性の確保など、鉄道輸送の重要性も高まっている状況にある。

このように道路・鉄道の充実による広域交通ネットワークの結節点としての機能、新興津ターミナルの整備が進み、機能が高まった清水港、外国からの旅行者や航空貨物の利活用が進む富士山静岡空港、「陸」・「海」・「空」の連携により物流・人流機能がさらに充実する。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市における平成 23 年度の市内総生産額は約 3 兆円（県内第 1 位）で、産業別では製造業とサービス業がそれぞれ全体の約 17%と大きな割合を占め、これらに次いで、運輸・通信業、不動産業、卸売・小売業、金融・保険業がそれぞれ約 1 割を占め、同程度の規模の産業がバランスよく立地しているのが特徴である。

本市産業の強みであるバランスのとれた産業構造の背景には、

- ・プラモデル、茶、桜えび、マグロなどのブランド力を持ち全国に誇る特産品
- ・江戸期、徳川家が浅間神社の造営に際し、全国各地から優れた技術を持った宮大工、塗師、指物師などの職人を集積させたことで本市に根付いた多様な伝統工芸技術といった他都市にはない無形資源
- ・世界文化遺産の構成資産の「三保松原」、「南アルプスユネスコエコパーク」、国宝「久能山東照宮」などの自然資源や歴史的文化資源
- ・充実する高速交通ネットワーク
- ・産学連携に取り組みやすい薬学、農学、理学などライフサイエンス系の大学の学部の立地
- ・サービス産業が集積する高次都市機能を備えた中心市街地

などがあり、本市では、平成 27 年 3 月に、県都として、また静岡県中部 150 万人商圏の中核都市として、第 3 次静岡市総合計画で掲げた「市内総人口 70 万人の維持」を実現していく施策の一つとして、本市が有する豊富な地域資源や地勢上の強みを最大限に活かした、本市経済をけん引する戦略産業の選定と支援を前面に打ち出した「第 2 次静岡市産業振興プラン」を策定している。

その中で平成 27 年度から 34 年度までの 8 年間の産業振興の目標を、市内総生産額の 4.1%（3 兆 880 億円→3 兆 2,140 億円）増加及び市内就業者数の維持（343,090 人→343,100 人）とし、戦略産業に対するヒト・モノ・カネを集中的に投入した支援を通じて、

- ・次代を担う本市を代表する産業の創出、
- ・世界・全国に挑戦する中小企業の振興、
- ・陸・海・空の社会基盤を活かしたロジスティクス産業の拡大、
- ・次世代を担う優れた人材の育成と、多様な人材が活躍する雇用の場の創出を目指すこととしている。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	一百万円	6,698 百万円	

(算定根拠)

地域経済牽引事業による付加価値創出額は、当初目標額 1,000 百万円を大きく超える見込みであることから、促進区域内で 6,698 百万円の付加価値額を創出することを目指す。

- ・令和 5 年度の付加価値創出額については、1,000 万円の付加価値（1 件当たり平均 5,000 万円の付加価値額を 5 年の計画期間で創出することを目指すとしているため、延長期間 1 年分を設定）を創出する地域経済牽引事業を 5 件創出し、この地域経済牽引事業が促進区域で 2 倍の波及効果を与え、促進区域内で 100 百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・付加価値額の 5,000 万円については、平成 24 年の経済センサス活動調査における静岡市の 1 事業所当たりの平均付加価値額 3,834 万円の 1.3 倍とし、これは、静岡県の 1 事業所当たりの平均付加価値額 4,754 万円も上回る設定とした。
- ・波及効果の 2 倍については、本計画における地域経済牽引事業の特徴が、学術的側面が強く、試作品製作などが想定され、域内取引への波及効果が小さいと見込まれることから、静岡県域の基本計画における促進区域内での波及効果 2.3 倍より低く設定した。
- ・平成 28 年度から 33 年度までを計画期間とした「地域再生計画（海洋産業クラスター形成計画）」における事業化件数は、平成 32 年度に 3 件、33 年度に 3 件、合計 6 件としており、これに本計画最終年度の平成 34 年度に 4 件の事業化を加え、10 件を事業化件数の目標とする。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	10 件	—

(算定根拠)

(2) 経済的効果の目標の算定根拠に記載のとおり。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,754 万円（静岡県

の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること

- ①地域経済牽引事業を実施する事業者の売上が、開始年度比で0.5%増加すること。
- ②地域経済牽引事業を実施する事業者の取引先が、開始年度比で0.5%増加すること。
- ③地域経済牽引事業を実施する事業者の雇用者数が、開始年度比で0.5%増加すること。

（算定根拠）

- ・本市の全産業の名目市内総生産額は、平成25年から26年にかけて0.24%増加しており、売上、取引先の増加率についても、この総生産額増加率の2倍の0.5%を目標とする。
- ・雇用者数の増加率については、平成23年から27年までの5年間で、本市の全産業の市内雇用者数が、マイナス10.6%（385,943人→345,035人）となる中、「第2次静岡市産業振興プラン」では、現状維持を目標としているが、本計画における地域経済牽引事業については、0.5%増加を目標とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域：該当無

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（1）地域の特性及びその活用戦略

海洋関連産業の集積を活用した海洋・エネルギー分野

（2）選定の理由

本市には、国内最深を誇り、多様な生態系を持つ駿河湾が目の前に広がる「地」の利、造船業や機械・金属加工業、水産食品加工業など、海洋・水産に関する専門的な技術・ノウハウを持つ企業が集積している「技」の利、そして東海大学海洋学部等の研究機関が持つ「知」の利がある。

具体的には「技」の利として、清水港の発展を担ってきた造船産業に関しては、平成 26 年度の大型漁船建造総トン数 9,032 t のうちの 19%、1,695 t を静岡県が占め、全国 1 位となっている。その中心的存在として、大型漁船の国内シェア約 7 割のトップメーカーが清水区に立地しており、造船会社のほか、船舶用センサーの世界シェア 50%、国内シェア 90%を誇るメーカー、自動イカ釣り機の国内シェアトップを誇ったメーカーや、海洋工事・潜水作業を担う企業などが清水港周辺に集積している。

また、水産食品加工業に関しては、清水港がマグロの水揚げ量日本一を誇り、平成 27 年における全国のマグロ類缶詰の生産量 25,825.6 t のうちの 99.6%、25,713.3 t を静岡県が占めており、ツナ缶の国内トップメーカーをはじめ、水産加工、缶詰メーカーなどが清水区内に集積している。

これら地域の特性を活かし、地域の産学官が明確な役割分担のもと連携し、海洋関連産業における新事業創出を目指した研究開発、人材育成等を実施することで、次々と新たなビジネスが生まれ、それが新たな企業・研究機関・人材を呼び込み、さらなる研究開発・事業化につながるクラスター化を図り、海洋・エネルギー関連産業を、本市経済を支える主要産業の 1 つとして育て上げることを目指し、平成 28 年 5 月 10 日に、静岡市、静岡県、静岡商工会議所、静岡県中小企業団体中央会、東海大学の地元機関に加え、海洋に関する専門機関である一般社団法人海洋産業研究会、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構を加えた「静岡市海洋産業クラスター協議会」を設立した。なお、平成 29 年 5 月より静岡大学、静岡県立大学も参画している。

平成 27 年度に「地方創生に資する政府機関移転提案」を通じて関係を深めた国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構が、「静岡市海洋産業クラスター協議会」に参画したことで、政府関係機関の本地域における活動の活性化、拠点機能の強化や、本地域の情報発信力強化や、海洋・水産関連産業への波及効果が生まれている。

この協議会を事業推進主体とし、地域の産学官、さらには水産研究・教育機構や海洋研究開発機構といった国等研究機関との連携により、地域の強みを活かした海洋・水産関連産業分野における新事業の創出、既存産業の高度化を目指した活動を開始している。

平成 28 年度は、地方創生加速化交付金及び地方創生推進交付金（先駆型）を活用し、2 件の先導的研究開発プロジェクトへの支援、産学マッチングアドバイザーによる 20 回を超える企業相談（マッチング実績 5 件）、市内企業約 25 社が参加した商品・サービスの開発に必要なデザイン思考を学ぶ「イノベーションワークショップ」、海洋関連の企業関係者約 100 人が参加し、海洋データの産業への活用などを議論した「静岡・海洋産業シンポジウム」などを実施している。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

今後、地域経済牽引事業となる案件を発掘し、支援していくためには、事業者のニーズを基にした事業化・開発・ビジネスマッチングなどに関して、マーケティングや技術面など専門的見地からサポートを行うことができる「静岡市海洋産業クラスター協議会」の存在が重要となる。

企業の事業化ニーズや研究機関の研究成果などの情報を活用した早期事業化に向けた取組が求められる中、地方創生推進交付金を活用して新事業創出を目指す産学マッチング支援、研究開発事業等の各種事業を推進するために、事業推進主体である静岡市海洋産業クラスター協議会の運営体制の確立・機能拡充を図る。

また、特にリスクの高いチャレンジングな取組みに関しては、国等の競争的資金を獲得するための活動なども行っていく予定。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 30 年度	平成 31 年度～令和 5 年度（最終年度）
【制度の整備】		
①企業立地促進助成制度	関係者への周知・運用	運用
②地方創生推進交付金の活用	継続申請	継続申請
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①大学等有するデータ・研究成果などの情報提供	関係者への周知	運用
②海洋産業に関連した「域外連携先発掘調査」結果の活用	関係者への周知	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①「海洋産業イノベーション推進係」を設置	運用	運用
【その他】		
①静岡市海洋産業クラスター協議会の機能強化	機能強化	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあたっては、静岡市及び静岡市海洋産業クラスター協議会を中心に、地域の教育機関、研究機関等の支援機関が連携の上、それぞれの特色・強みを十分に発揮して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

特に「海洋産業」という幅広い概念のもと、分野的にも多様な業種が含まれる産業の集積や育成に、地域でチャレンジする新しい取組においては、

- ・地元企業と研究機関との交流機会の不足
- ・資金提供・目利きのできる投資家、商社等の不足
- ・海外に対する販路・ネットワークの不足

などの課題があげられ、海洋に関する高度で専門的な知識・情報・経験を持たない域内の産業支援機関や経済団体だけでは、支援が困難なケースも想定される。

そこで、各支援機関との連携の中核を担う静岡市と静岡市海洋産業クラスター協議会は、域内だけでなく域外にも目を向けて、県外・国外のクラスターや研究機関、業界団体など、新たな連携の輪を広げ、広域的に解決していくことが求められる。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 静岡市海洋産業クラスター協議会

静岡市海洋産業クラスター協議会は、本地域において産学官及び国等研究機関の連携のもと、海洋・水産分野におけるイノベーション・ハブとしての役割を果たすことにより、地域発の新事業の創出、既存事業の高度化を促進し、さらには新たな企業や研究機関、人材を呼び込む事業環境を構築することを設置の目的としている。

主要事業は、新事業創出のための産学マッチング支援、研究開発事業などで、これら取組を加速させていくために地方創生推進交付金を効果的に活用するとともに、協議会を構成する団体・大学等が、個々の持つネットワークや専門分野を活かした役割を果たすことで、イノベーション・ハブとしての相乗効果を産み出していく。

【主な参画機関】

a 静岡商工会議所

静岡市とともに事務局を運営。約 13,000 にのぼる会員事業所のネットワーク、商工会議所としては全国的にも珍しい 15 年以上にわたる産学連携支援活動の経験・実績を活かし、会員事業所への情報提供やプレイヤーとなる企業の発掘、産学マッチング支援等を実施する。

b 静岡県中小企業団体中央会

約 900 の組合の運営支援を行っている経験・ネットワークを活かし、関係する組合への情報提供やプレイヤーとなる組合の発掘、さらに将来的には事業化段階における

参画企業の組織化支援等を実施する。

c 地元大学（東海大学、静岡大学、静岡県立大学）

国内唯一の総合海洋学部である東海大学、地元の国立総合大学である静岡大学、国内で唯一、薬学と食品栄養科学の両分野の研究機能を併せ持ち「薬食同源」「食薬融合」を掲げる静岡県立大学が、それぞれの専門分野において、研究シーズの提供や産学マッチング支援、民間事業者との共同研究等を実施する。

d 国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構

「水産」「海洋」それぞれの分野において両機関が保有する先端的研究成果や人材を活かし、研究シーズ・開発ニーズの提供や民間事業者・地元研究機関との共同研究等を実施する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

静岡市では、「静岡市環境基本条例（平成 16 年 4 月施行）」に基づき、環境面から目指す都市像「人々が豊かな環境を育み 環境が健やかな人を育むまち・静岡」を掲げた「第 2 次静岡市環境基本計画（平成 27 年 3 月）」を策定し、大気環境保全対策、水質環境保全対策、土壌・地下水汚染対策、騒音・振動・悪臭対策、自然環境保全対策、地球温暖化対策、廃棄物対策など、本市の環境保全に関する施策を、市民・事業者・行政が一体となって総合的かつ計画的に推進しているところである。

この実現に向け、「住みよさを実感できる生活環境をつくります」、「豊かな自然環境を守り、次の世代へ繋いでいきます」、「総合的に地球温暖化対策に取り組みます」、「環境に配慮した廃棄物政策を推進します」という 4 つの基本目標を設定し、効果的な施策の推進に取り組んでいる。

また、静岡市は、南アルプスなどの広大な森林地域から安倍川・藁科川・興津川を代表とする清流、都市的な利用がされている平野部、世界文化遺産の三保松原がある海岸部まで、環境特性は地域によって大きく異なるため、これら豊かな環境資源を守ることを目的に、市域を 5 つの地域に区分し各地域の環境特性に応じ「地域特性別環境配慮事項」を定めている。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、静岡県府の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業計画を承認する際には地方環境事務所と調整を図ることとする。これらを踏まえ、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

加えて、環境に大きな影響を及ぼす恐れのある開発事業については、事業の実施による環境への影響を回避・低減し、それらが不可能な場合には代償措置を講じることが求められるため、主な開発事業ごとに環境配慮事項を示し、将来の世代へ継承する環境や利益が損なわれない「持続可能な開発」となるよう「事業別環境配慮事項」も定めている。

さらに、一定規模以上の事業に対しては、市自らが主体的にまちづくりにおける環境配慮に関与し、本市の豊かな環境を将来に継承するための総合的な環境配慮制度として、平成 27 年 3 月に「静岡市環境影響評価条例（平成 28 年 1 月施行）」を制定したところである。

以上のことから、地域経済牽引事業の実施にあたっては、開発事業等について、環境保全上の見地から適正な配慮が図られるよう、国が定める各種環境法令を順守することはもとより、静岡市が定めた各種配慮事項等についても十分に配慮し、環境と経済が両立した持続可能な社会を目指す。

なお、企業は、必要に応じ説明会や工場内の視察受け入れを行うなど、地域住民の十分な理解を得られるよう努めるものとする。

（２）安全な住民生活の保全

静岡県では、「静岡県防犯まちづくり条例」に基づき、行政、住民及び事業者らが協力して、住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、お互いに見守り合い、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど、犯罪の起きにくい防犯まちづくりに積極的に取り組んでいるところである。

また、静岡市では、「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例（平成 22 年 4 月施行）」に基づき、「第 2 次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（平成 27 年 3 月）」を策定し、安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指し、市・市民・事業者が互いの自主性及び自立性を尊重しながら協働して犯罪等に強いまちづくりを推進しているところである。この実現に向け、「防犯意識の高い人づくり」、「防犯力の高い地域づくり」、「犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり」、「犯罪被害者等への支援体制づくり」という 4 つの基本方針を掲げ、効果的な施策を展開している。

地域経済牽引事業の実施に伴い必要となる安全な住民生活の保全に関しては、市は防犯及び交通安全に配慮した施設整備や地域の防犯活動への支援を行い、「安全・安心なまちづくり」を推進していく。また、事業者は、犯罪の防止に配慮した事業活動の推進を図るとともに、地域の防犯活動への協力や、犯罪又は事故の発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努めることにより、「安全・安心なまちづくり」を推進するものとする。

なお、事業者、市又は県が基本計画に基づき地域経済牽引事業を実施するにあたっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取するものとする。

(3) その他

① PDCA体制の整備等

【地域経済牽引事業促進協議会】

静岡市、静岡県、静岡商工会議所、静岡県中小企業団体中央会、公益財団法人静岡県産業振興財団、静岡大学、日本貿易振興機構静岡貿易情報センター、一般財団法人静岡経済研究所、静岡県工業技術研究所を構成員とした地域経済牽引事業促進協議会を毎年度開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しについてHP等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当無

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「新基本方針」という。)に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画(以下「新基本計画」という。)を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。